

## 非核三原則の堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島、長崎への原爆投下という未曾有の惨禍を経験した唯一の戦争被爆国である国民共通の悲願である。

1954年のビキニ環礁での水爆実験後、1955年に第1回の原水爆禁止世界大会が開催された。本大会に参加した当時の座間町長が集落ごとに報告集会を行う中で、1957年に核兵器廃絶を求める原水爆禁止協議会が設立され、座間町から座間市になった今も続いている。1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、核兵器のない平和な社会の実現に向けて行動している。

核兵器を取り巻く国際情勢は厳しさを増しているが、こうした時代だからこそ、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、非核三原則を国是とする国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持している。

非核三原則は、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という核兵器に依存しない我が国の意思を示すものであり、時の政権の解釈によってこの理念が揺らぐことはあってはならない。

今、被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、核兵器のない世界の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、本市議会は、国に対し、1945年の広島と長崎にもたらされた惨禍及び1954年のビキニ環礁での水爆実験による被害は、二度と繰り返してはならず、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆者の思いをしっかりと受け止め、国是である非核三原則を堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣殿  
文部科学大臣  
防衛大臣  
衆議院議長  
参議院議長

座間市議会議長 松橋淳郎